

介護保険制度のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上の方が加入者（被保険者）として保険料を納めます。介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部（1割～3割）を負担することで介護保険サービスが利用できます。

加入者（被保険者）

65歳以上の方 （第1号被保険者）

サービスを利用できる方

介護や支援が必要であると認定された方。



※介護や支援が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、野田市へ届出をお願いします。

●介護保険被保険者証は65歳到達月に交付されます。

40歳から64歳までの方 （第2号被保険者）

サービスを利用できる方

介護保険の対象となる病気（**特定疾病***）が原因で、介護や支援が必要であると認定された方。交通事故などが原因の場合は対象外です。



●介護保険被保険者証は要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

介護保険被保険者証と介護保険負担割合証

■ 介護保険被保険者証

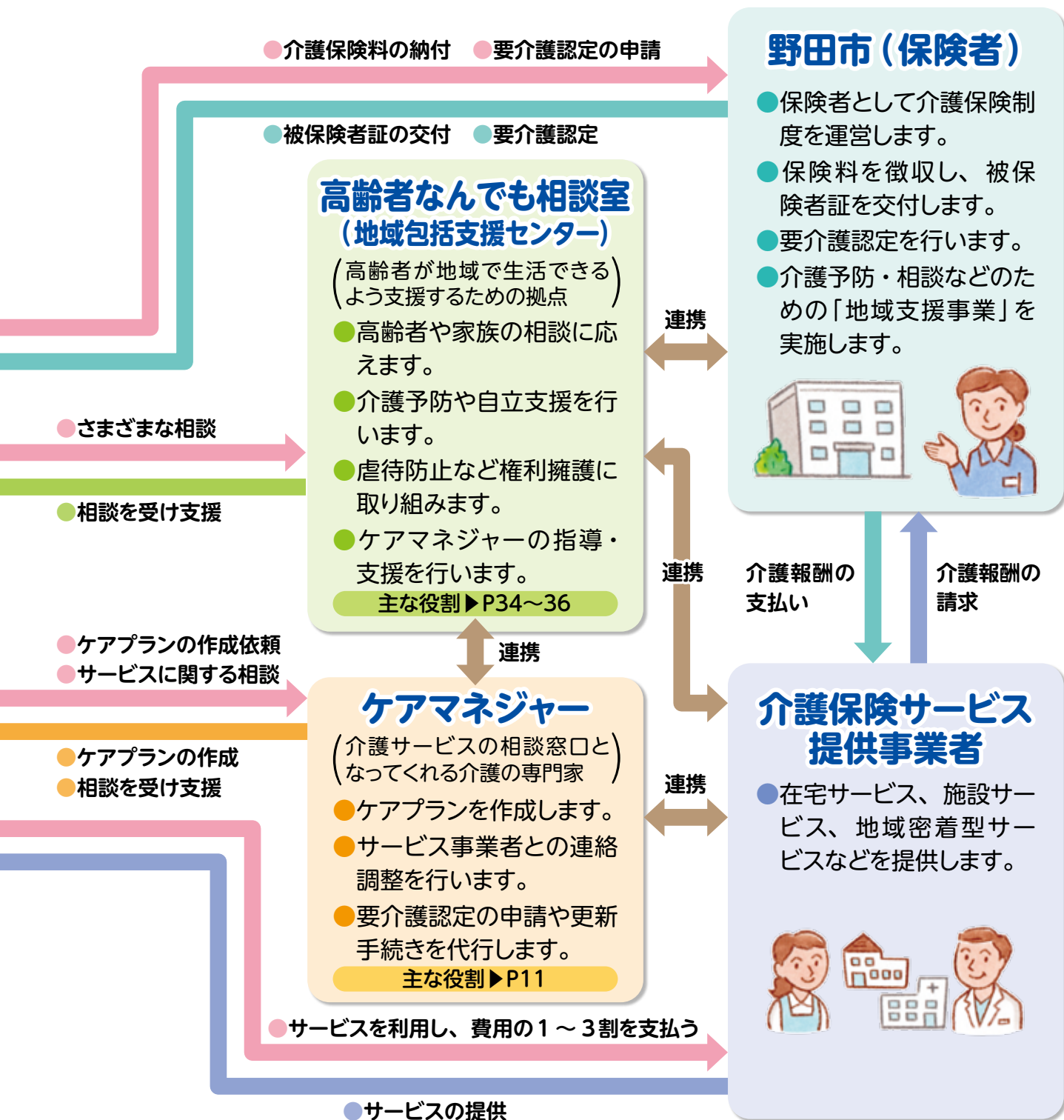
介護保険被保険者証は、被保険者一人に一枚交付されます。介護保険サービスを利用するときやケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。



■ 介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用するときに支払う利用者負担の割合（1～3割）が記載されています。要介護・要支援またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービス利用の際に保険証と一緒に提示してください。





*** 40 ~ 64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)は以下の16種類が定められています。**

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症